

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福

# 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件  
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件四件  
○土地改良法により換地処分をした件

### 公 告

- 道路の区域を変更する件四件  
○道路の供用を開始する件三件  
○土地区画整理法により換地処分をした旨届出があった件

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件  
○随契約の相手方を決定した件二件

## 告 示

### 福島県告示第三十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十四年一月十七日救急病院として認定した。

平成二十四年一月二十七日

名称 所在地  
社会保険二本松病院 二本松市成田町一丁目五五三番地  
福島県知事 佐藤 雄 平  
認定有効期限 平成二十七年一月一六日  
(地域医療課)

### 福島県告示第三十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年一月二十七日から同年二月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田三十五番地ほか  
二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第三十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年一月二十七日から同年二月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び西郷村商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン西郷ショッピングセンター 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下十一番地ほか  
二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第三十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年一月二十七日から同年二月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番一ほか  
二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第三十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四

項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年一月二十七日から同年二月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ福島大森店 福島県福島市大森字城ノ内二十七ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商業まづくり課)

福島県告示第三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成二十四年一月十三日仁井田地区の県管区画整理事業に係る換地処分をした。

平成二十四年一月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平  
(農地管理課)

福島県告示第三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十四年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道川俣 安達線	福島市飯野町戸ノ内一 三番七地先から 同 市飯野町明治字北 向一五番四地先まで	変更前	A 五・三 B 二〇・〇	六〇二・五
		変更後	A 五・三 B 一〇・〇	六〇二・五

福島県告示第三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十四年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道飯野 三春石川 線	福島市飯野町志保井三 五番三地先から 同 市飯野町東鎮石内 五七番一地先まで	変更前	A 四・五 B 一八・五	一、三五三・四
		変更後	A 四・五 B 一一・〇	一、〇四七・五

(道路計画課)

福島県告示第三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十四年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道保原 伊達崎桑	伊達市保原町字下河原 一九番一地先から	変更前	A 一一・〇 B 一一・五	一〇六・三

折線

同 市保原町字下河原 五九番一地先まで		変更後	B 一三・〇〇 一五・三〇	九一・〇〇
		A 一一・〇〇 一二・五〇	一〇六・三〇	

(道路計画課)

福島県告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十四年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
県道福島飯野線	福島市飯野町志保井一五番二地先から同 市飯野町戸ノ内一三番七地先まで	変更前	一三・八〇 二五・六〇	二七五・〇〇
	福島市飯野町志保井一五番二地先から同 市飯野町西志保井一番一地先まで	変更後	一四・八〇 二五・六〇	八五・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十四年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
-----	---------	---------

県道川俣安達線

福島市飯野町戸ノ内一三番七地先から同 市飯野町明治字北向一五番四地先まで	平成二十四年一月二十七日
--------------------------------------	--------------

(道路計画課)

福島県告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十四年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道飯野三春石川線	福島市飯野町西志保井一番一地先から同 市飯野町東鎮石内五七番一地先まで	平成二十四年一月二十七日

(道路計画課)

福島県告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十四年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道福島飯野線	福島市飯野町志保井一五番二地先から同 市飯野町西志保井一番一地先まで	平成二十四年一月二十七日

(道路計画課)

福島県告示第四十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百三十三条第三項の規定により、五月町土地区画整理組合から会津都市計画事業五月町土地区画整理事業について換地処分をした旨届出があった。

平成二十四年一月二十七日

## 公 告

福島県知事 佐藤 雄平  
(おさむへの推進課)

## 公告第十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年一月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年一月十六日
- 二 名称  
NPO法人ブレイブハート
- 三 代表者の氏名  
小野 克美
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市栄町一番一号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、武道・格闘技を行う施設運営や、その練習／習得プログラムを作成し提供する事業、医師やスポーツの一流選手などを招聘してセミナーなどを開催し、地域の人々の心身の健康増進や青少年の健全育成に寄与することを目的とする。  
(文化振興課)

## 公告第十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける農林水産試験研究機関管理2302業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の1第1項の規定により公告する。

平成24年1月27日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 随意契約に係る特定役務の件名及び数量  
農林水産試験研究機関管理2302業務（第11-36021-0005号）一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県農林水産部農林水産総室農林総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成23年12月13日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 撤去選別及び無害化処理業務  
株式会社クレハ環境 福島県いわき市錦町四反田30番地

(2) 最終処分業務  
ひめゆり総業株式会社 福島県いわき市内郷宮町田105番地

(3) 収集運搬業務  
株式会社クレハ環境 福島県いわき市錦町四反田30番地

5 随意契約に係る契約金額

(1) 撤去選別及び無害化処理業務  
51,240,000円

(2) 最終処分業務  
6,367,200円

(3) 収集運搬業務  
3,517,500円

6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成23年10月14日

8 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当  
(農林総務課)

## 公告第十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の1第1項の規定により公告する。

平成24年1月27日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
石油ファンヒーター 3,277台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成23年11月18日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
28,696,689円

- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号該当  
(入札用度課)